

千葉市里帰り等新生児聴覚検査費用助成実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、千葉市新生児聴覚検査実施要綱（以下「検査実施要綱」という。）に基づき実施する新生児聴覚検査（以下「聴覚検査」という。）を、里帰り等の理由により検査実施要綱第6条に定める方法で受検することができなかった者に対し、検査費用を助成し、聴覚検査の実施を促すことにより、新生児の聴覚障害の早期発見及び早期療育を促進し、子どもの健全な発達及び生活の質の向上を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 この要綱による助成対象者は、検査実施要綱第4条に規定する対象者のうち、次の各号のいずれかに該当する聴覚検査を受検した児（以下「対象者」という。）とする。

- (1) 検査実施要綱第3条に規定する検査委託医療機関以外の日本国内に所在する医療機関等で実施した聴覚検査
 - (2) 検査実施要綱第3条に規定する検査委託医療機関において、やむを得ず受診票を提出できなかった場合の聴覚検査
- 2 前項の規定に関わらず、市長が必要と認める場合は、助成対象者としてすることができる。

(助成金額)

第3条 助成金額は、検査実施要綱第6条に規定する聴覚検査において現に要した費用のうち、検査実施要綱第7条に規定する金額を上限とする。

(助成の申請)

第4条 助成を受けようとする者は、聴覚検査受検後、対象者の1歳の誕生日の前日までに申請するものとする。

- 2 前項の申請においては、千葉市里帰り等新生児聴覚検査費用助成申請書兼報告書（様式第1号）に、次の各号に定める書類を添付するものとする。
- (1) 対象となる聴覚検査について医療機関等が発行した領収書
 - (2) 検査実施要綱第5条の規定により交付を受けた受診票で未使用のもの。
 - (3) 対象者が当該検査を受検したことを証明する書類（母子健康手帳の写し等）
 - (4) その他市長が必要と認める書類

3 前項第2号については、令和3年3月31日までに母子健康手帳の交付を受けている場合、この限りではない。

(助成の決定)

第5条 市長は前条の規定による申請を受けた場合は、その内容を審査し、助成することと決定したときは、千葉市新生児聴覚検査費用助成決定通知書（様式第2号）により当該申請をした者に通知するとともに、申請のあった日から60日以内に助成金を支払うものとする。なお、助成しないことと決定したときは、千葉市里帰り等新生児聴覚検査費用助成不承認決定通知書（様式第3号）により当該申請をした者に通知するものとする。

(助成の方法)

第6条 助成は、助成金を前条の規定により助成の決定を受けた者の指定する口座に振り込むことにより行う。

(助成金の返還)

第7条 偽りその他不正の手段により助成を受けた者があるときは、市長は、その者にすでに助成した額の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(助成台帳)

第8条 市長は、助成を行ったときは、千葉市里帰り等新生児聴覚検査費用助成金交付台帳(様式第4号)を作成し、助成の状況を明確にしておくものとする。ただし、千葉市里帰り等妊婦一般健康診査料助成事業実施要綱第9条に規定する千葉市妊婦一般健康診査料助成金交付台帳に必要事項を付記することによりこれに代えることができるものとする。

2 交付台帳は助成した年度の翌年より5年間保存するものとする。

(補 則)

第9条 検査実施要綱及びこの要綱に定めるもののほか必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。